

医師紹介業委託契約書

(以下甲という)と、ワークMET株式会社(以下乙という)とは、下記内容の医師紹介について、次の条項とおり契約を締結する。

第1条(依 頼)

乙は、甲の依頼に基づき別紙求人票記載の乙の求める医師(以下「採用予定者」という)を紹介するために努力しなければならない。甲は依頼と同時に乙に対し、甲の概要を紹介するために努力しなければならない。甲は依頼と同時に乙に対し、甲の概要を知り得る資料、その他、乙の要請する書面を提出しなければならない。

第2条(業務内容)

乙は甲の依頼の内容を十分に把握したうえで依頼の内容に沿った採用予定者を登録者より検索し、その採用予定者の調査、選考及び紹介に関する業務を行うものとする。

第3条(個人情報)

乙は甲の依頼に基づき採用予定者の前歴などを報告するが、甲との面接日が決まるまでは、採用予定者のプライバシーを保護するため本名の提示は原則行わないものとする。

第4条(面 接)

甲は乙の面接日設定に沿って採用予定者の面接を行い、最終的な判断を下す。万一、甲の意向に沿わない場合、乙は再度甲の依頼に沿った採用予定者を検索し、甲に報告する。

第5条(機密保持)

第4条により知り得た採用予定者に関するデータに関しては、甲はいかなる情報も内外部ともに漏洩しない。また成就に至らなかった場合、その情報は速やかに乙に返還するものとする。

第6条(紹介手数料)

甲が採用予定者を採用決定した場合は、速やかに採用決定の旨乙に連絡すると同時に、所定の「採用決定通知書」を乙に交付しなければならない。また、乙に対し紹介手数料を支払わなければならない。また、甲が乙の採用予定者紹介後、乙を通さず直接採用予定者と交渉し採用を決定した場合にも前条医師紹介手数料を支払わなければならない。

2. 紹介手数料は採用予定者の年収(税込)の20%とする。(消費税は別途請求する。)

第7条(支払期限)

文書による別段の合意がない限り、甲は乙の指定する銀行口座に紹介手数料を、採用決定後出社月の月末までに全額支払うものとする。

第8条(報酬の返還)

採用予定者がその採用決定後、採用予定者が出社日より3ヶ月以内に自己都合退職した場合、乙は紹介手数料の50%を甲に返還しなければならない。但し、採用予定者の採用決定後、甲の理由に起因する退職あるいは採用取り消し、甲の都合による解雇もしくは当該採用予定者の病気あるいは死亡等、不測の事態による自己都合退職(両親死去により家業を継ぐ等)の場合には適用されない。

第9条(有効期間)

本契約書の有効期間は、本契約締結の日より1年間有効とする。また、甲または乙から解約の申し出がない場合、契約を1年ごとに自動更新するものとする。

第10条(未規定事項)

本契約に定めのない事項に関しては、必要に応じ甲乙協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

ワークMET株式会社
東京都練馬区上石神井1丁目28番4号
代表取締役 石丸 隆